

2024年度第2回日本学連臨時総会資料

目次

1.総会の議長について.....	2
2.来年度の幹事について.....	3
3.来年度の副会長について.....	4
4.インカレ実施規則の改正について.....	5
5.2025年度秋インカレ競技者配分のランキング対象大会について.....	21
6.インカレ競技者数配分規則の一部改正について.....	23
7.連盟規約の一部改正、廃止について.....	30
8.来年度の事業者との契約について.....	35
9.会計決算・予算について.....	46
10.大会・練習会申請について.....	48
11.大会・練習会を開催する際の渉外手順について.....	50
12.グーグルフォームによるテレイン利用申請について.....	52

1.総会の議長について

1. 総会の議長について

幹事長 遠藤陽太

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

4

1. 総会の議長について

【規則】「議長は他の全ての案件に先立って加盟校代表の中から選出される」（連盟規約 第26条2）

【2019年度まで】 渉外の中から議長に立候補、承認

【現在の運用】 幹事長が議事を進行

→どっちに合わせるか？

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

5

1. 総会の議長について

案①：規則に従い、渉外から議長を選出する

案②：規則に、渉外が議長をやらない場合の対応を追記する

「ただし誰も議長に選出されなかった場合は、幹事長が議事を進行する」

案③：規則を改正し、幹事長を議長とする

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

6

2. 来年度の幹事について

2. 来年度幹事について

幹事長	石川 翔太(東京4)	北東学連	山崎 僚太(岩手3)
副幹事長	森 創之介(横国4)	関東学連	美濃部 遼(筑波3)
会計	町田 千優(お茶女3)	北信越学連	祝部 大旗(金沢3)
会計監査	岩崎 壮馬(大阪4)	東海学連	大野 尊琉(名古屋3)
	森尾 尚生(名古屋2)	関西学連	柿本 源心(京都3)
事業部長	加藤 賢斗(筑波3)	中九四学連	井上 風大(広島3)
広報部長	西澤 汰知(東北4)		
普及部長	湊 菜々子(茨城3)		
渉外部長	佐藤 若葉(東北2)	技術委員	屋敷 龍吾(京都4)
事務局長	石原 尋季(京都工芸繊維3)		飯野 正太郎(東科4)

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

7

3. 来年度の副会長について

2. 副会長について

島津弘(東京1981、立正大学教授)

4. インカレ実施規則の改正について

インカレ実施規則 全文改正に関して



日本学生オリエンテーリング連盟 理事会・技術委員会
2025/2/13

the Inter-University Orienteering Federation in Japan All Rights Reserved.

改正概要



1. 改正理由

- 『日本学生オリエンテーリング選手権実施規則』（以降、インカレ実施規則）は実態に沿わず形骸化した条項が多く存在すること。
- JOAの制定する『日本オリエンテーリング競技規則』をはじめ、日本のオリエンテーリング界に複数の規則が重複して存在することは、競技者や運営者の混乱を招くリスクや、規則の管理コスト・インカレ実行委員会の運営負担が上がる等の懸念があること。
- インカレ実行委員会とJOAから規則の改正要望が複数回上がったこと。

2. 主な改正方針

- 『日本オリエンテーリング競技規則』と重複する条項を削除し、インカレ固有の条項のみ残置する。
- 既に形骸化している条項を見直し、現状に即した規則へ変更する。
- 各種目のウイニングをIOFやJOAの規則で定められたウイニングへ近づける変更を行う。また、男女でウイニングに差がある種目について、男女差を小さくする変更を行う。
- 解釈の余地を小さくし、読み手の認識齟齬が生まれにくいような文言へ変更する。
- 上訴に関する条項を新規に追加する。

3. 改正施行時期

2025/4/1からの施行を予定。

the Inter-University Orienteering Federation in Japan All Rights Reserved.

2

日本学生オリエンテリング選手権実施規則

※条項に（ロング）、（ミドル）、（スプリント）、（リレー）とある場合、当該条項は該当する競技部門にのみ適用される。

●主な改正方針

- ・『日本オリエンテリング競技規則』と重複する条項を削除し、インカレ固有の条項のみ残置する。
- ・既に形骸化している条項を見直し、現状に即した規則へ変更する。
- ・各種目のウイニングをIOFやJOAの規則で定められたウイニングへ近づける変更を行う。また、男女でウイニングに差がある種目について、男女差を小さくする変更を行う。
- ・解釈の余地を小さくし、読み手の認識齟齬が生まれにくいような文言へ変更する。
- ・上訴に関する条項を新規に追加する。

第1章 全般的な規則

第1条 規則の適用

1. この規則は、日本学生オリエンテリング連盟（以下、日本学連と略す）が主催する、日本学生オリエンテリング選手権大会（以下、インカレと略す）に適用される。
2. すべての選手登録者、選手を支援する者（以下、チームオフィシャル）、競技を運営する者およびその他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は、この規則に従う。
3. 競技者、主催者および裁定委員ならびに主管者は、この規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。 『日本オリエンテリング競技規則』に合わせる形へ変更
4. インカレ実施規則で定められた事項を、当該インカレに限定して不適用とし、変更する必要がある場合、21か月前までに日本学連理事会へ申し出なければならない。また、不適用条項は技術委員会の諮問および日本学連理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は、ブリーチに明記される。
『不適用事項の公表はブリーチ3の公開に間に合えばよく、1か月前までに日学理事会へ申し出れば理事内承認がブリーチ3の公開に間に合うことから期日を緩和。』
5. インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合、この規則に定める内容を不適用とする際は、日本学連から派遣されたイベントアドバイザーの同意のみを必要とし、日本学連理事会の承認を不要とする。
『他の大会にインカレを併設する際にも、日本学連からイベントアドバイザーが派遣されることを強調するため追記』

第2条 競技部門と競技形態・種別

1. インカレは、次の8つの競技部門を設ける。
 - ・男子ロング : 個人ロング・ディスタンス競技部門
 - ・女子ロング : 個人ロング・ディスタンス競技部門
 - ・男子ミドル : 個人ミドル・ディスタンス競技部門
 - ・女子ミドル : 個人ミドル・ディスタンス競技部門
 - ・男子スプリント : 個人スプリント競技部門
 - ・女子スプリント : 個人スプリント競技部門
 - ・男子リレー : 3名のリレー競技部門

・女子リレー：3名のリレー競技部門

2. インカレは、すべて昼間競技で行う。 // 記載を他の項と統一
3. インカレは、単一レース競技で行う。 // 記載を他の項と統一
4. インカレは、すべてポイント競技で行う。 // 記載を他の項と統一
5. 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者、男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者、男子スプリント・女子スプリントの優勝者をスプリント競技選手権者、男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

1. インカレの各競技部門の開催は、年1回とする。
2. インカレの日程と正式名称通称は、原則として次のとおりとする。 // 正式名称ではないため文言修正
・秋インカレ（8月～12月）：ロング、スプリント
・春インカレ（1月～3月）：ミドル、リレー
3. インカレは、開会式、閉会式を別途行うことができる。

第4条 参加規定

1. 選手権競技者は、日本学連に競技者登録されていないといけない。
2. 各加盟校および各準加盟校（以下、各校と略す）は、選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

（ロング、ミドル、スプリント） // 同様の文言であるため後述の条項と統合

3. ロングの競技者数は、原則男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。各地区学連に配分される競技者枠は、別に定める『インカレロング競技者数およびその配分に関する規則』『インカレミドル競技者数およびその配分に関する規則』『インカレスプリント競技者数およびその配分に関する規則』によって決定される。ロングの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。 // 枠配分に関する規則と表現を統一し、「原則」を追記

（ミドル）

4. ミドルの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。ミドルの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

（スプリント）

5. スプリントの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。スプリントの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

（リレー）

6. リレーの出場資格校は、日本学連の加盟校および準加盟校とする。各校は、男女各々1チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは、選手登録名簿に記載された者により構成される。なお、男子リレーに女子選手を出場させることができる。

// 準加盟校の定義が「所属する競技者が3名未満」であるため削除

7. リレーへのエントリーが性別毎に2名以下の加盟校および準加盟校は、他の加盟校と連合でリレーに出場することができる。但し、記録は参考記録とする。

『インカレリレー特例措置に関するガイドライン』は毎年適用されるケースがあり、他の加盟校に不利益をもたらすものでもないため、当該ガイドラインを廃止し、インカレ実施規則に条項として追加することで恒久的な対応とする

8. 各校は、選手登録者とは別に、チームオフィシャルを同行させることができる。各校は、チームオフィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は、以下のとおりとする。

- ・男子クラスの選手権への選手登録に対して、2名
- ・女子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

9. 参加者は、自己の安全に対して自ら責任を負う。参加者が負った怪我、障害、損害について主催者は一切責任を負わない。また、参加者が第三者に与えた損害についても参加者自身が責任を負う。

『ひとつ後の文と表現を統一』

第9条 成績 『「成績」の条が2つあり、後述されているため統合』

1. 成績速報は、競技進行中順次掲示される。フィニッシュ閉鎖後1時間以内にすべて掲示される。
2. 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。リレーの成績は、競技順・各競技者の名前と所要時間・コースの分割方法と組み合わせも記載される。

第12条 報告書 『「報告」の条が2つあり、後述されているため統合』

1. 各競技終了後3カ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。
 - ・大会実施報告
 - ・スタート順と公式成績
 - ・イベントアドバイザーの報告
 - ・将来への提言
2. 報告書は、すべての加盟校および準加盟校、日本学連事務局、および次年度の主管者に送付される。

第2章 競技会に関する規則

第5条 要項 競技会についての情報 『内容が要項に限らないため、『日本オリエンタリング競技規則』と同様の文書に合わせる形で変更』 『「要項」の文書を『日本オリエンタリング競技規則』に合わせて「プリテン」へ変更』 『「プリテン4」に関する記載がなかったため追加』

1. 公式の情報は、書面で通知しなければならない。緊急の場合およびチームオフィシャルミーティングの質問に応える場合に限り、口頭での通知が認められる。
2. 主管者は、インカレに関する必要な情報を、要項「プリテン」としてすべての地区学連および日本学連事務局へ送付、あるいはWebサイトにて公開、あるいはメールにて送付する。5.2 インカレの要項の発行時期は、以下の通りとする。
3. プリテンに記載する情報とその発行時期は以下の通りとする。なお、プリテン4（追加の競技会情報）は、公式掲示板に掲示するか文書を配布する方法で、現地で競技者に提供されなければならない。

『「日本オリエンタリング競技規則」に合わせて項目の見直し＆文書の修正』

・要項ブリテン1（大会6カ月前まで）：

- ・開催日
- ・開催地
- ・主管者の連絡先
- ・実行委員長・運営責任者・競技責任者・コース設定者の氏名
- ・イベントアドバイザーの氏名
- ・立入禁止区域

・要項ブリテン2（大会4カ月前まで）：

- ・日程 //ブリテン1「開催日」と重複
- ・ブリテン1で提供されたすべての情報
- ・トレインの概要
- ・地図に関する情報（縮尺、等高線間隔、準拠する地図図式、走行可能度表示）
- ・トレインの標高（コースの15 % 以上が1,200mを超える場合のみ）

//他の規則で定められておらず、競技者らが自ら調べられる情報のため、運営者負担減の観点からも規則からは削除。

- ・採用使用するバンチングシステム
- ・コース設定者の氏名
- ・モデルイベントに関する情報
- ・一般クラス・併設大会がある場合その情報
- ・観戦者のための情報
- ・宿泊・輸送に関する情報
- ・参加費
- ・申込方法・申込締切日

・要項ブリテン3（大会2週間前まで）：

- ・ブリテン2で提供されたすべての情報
- ・気象情報
- ・集合場所・会場
- ・特殊な地図表記
- ・特殊な位置説明
- ・コース距離・登距離
- ・優勝設定時間・最大競技時間
- ・スタート時刻
- ・競技のタイムイベントスケジュール
- ・シード選手の氏名
- ・各地区学連に配分された競技者数
- ・代表者ミーティングに関する情報
- ・調査依頼に関する情報
- ・承認された実施規則の不適用条項と変更内容

- ・その他競技に関する留意事項
- ・アンチ・ドーピングのための必要条件
- ・要項
 プリテン4/公式掲示板（当該競技前日18:00まで）：
 - ・ 裁定委員の名前と卒業した大学
 - ・ 隔離ゾーンの場所および競技者
 - ・ チームオフィシャルがその中に入らなければならない時間
 - ・ その他特記事項

第6条 申し込み

1. インカレの申し込みは、所定の方法によって、プリテン2に示された締切日までに行われる。但し、選手登録名簿の変更は、大会開催の6週間前まで認められる。
 （ロング、ミドル、スプリント）
2. ロング、ミドル、スプリントにおいて、各地区学連の代表者は、競技前日の16時までであれば、競技者を交替させることができる。
 （リレー）
3. リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技前日の16時まで提出する。競技者に不慮の事故の場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を交替させることができる。但し、この場合は裁定委員の承認を必要とする。

第7条 トレーニングとモデルイベント 『日本オリエンテーリング競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』8.モデル・イベントに準ずる。
2. 事前に実際の競技で使用するものに似たトレイン・地図でのトレーニングの機会が提供されることが望ましい。
3. 競技の前日に、モデルイベントが提供されることが望ましい。モデルイベントでは、トレインのタイプ、地図の品質、コントロールの特徴物、コントロールの設置、給水ポイントおよびマーカー・ルートのそれぞれの状況がわかることが望ましい。
4. 電子パンチングシステムを使用する場合、モデルイベントにおいて実際の競技に用いる器具の使用機会が提供されることが望ましい。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト

（ロング、ミドル、スプリント）

1. ロング、ミドル、スプリントのスタート抽選は、イベントアドバイザーの元、あるいは公開で行われ、当該競技前日の17時までには発表される。 『対象種目は前で明示されているため文言削除』
2. ロング、ミドル、スプリントにおいては、スタート順等において配慮される競技者（シード選手）を設けることができる。シード選手は、イベントアドバイザーの承認を必要とする。シード選手の選出数は、競技者の1/6程度までの人数男子8/女子6程度とする。 『対象種目は前で明示されているため文言削除』 『シードの効果を最大化すべく、選出数を変更』

3. ロング、ミドル、スプリントは、競技者は、男女それぞれ1人ずつ同一の時間間隔でスタートする（タイムスタート）。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも2分間はとるものとする。スプリントは少なくとも1分間はとるものとする。

(リレー)

4. リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベントアドバイザーの元で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。
5. リレーのスタートは、マススタートとする。 《第21条「スタート」と重複》

第13 9条 テレイン 《『日本オリエンテーリング競技規則』と重複》

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「11.テレイン」に11.2を除き、準ずる。
2. テレインは、インカレのコースを設定するのに適している場所を選定する。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。
3. テレインは、どの競技者も不当に優位に立つことのないよう、競技の前に可能な限り長く 少なくとも2年間オリエンテーリングに利用されないようにする。 《インカレSPUの定めに従い修正》

第14 10条 地図 《『日本オリエンテーリング競技規則』と重複》

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「12.地図」に12.1を除き、準ずる。
2. 地図、コース・マーキング、および追加印刷は、『国際オリエンテーリング地図図式』または『国際スプリント・オリエンテーリング地図図式』に準拠して作成、印刷する。逸脱する場合はイベントアドバイザーの同意を必要とする。
3. 地図、コース・マーキング、および追加印刷は、『国際オリエンテーリング地図図式』または『国際スプリント・オリエンテーリング地図図式』に準拠して作成、印刷する。逸脱する場合はイベントアドバイザーの同意を必要とする。
4. ロング・ディスタンス競技の地図縮尺は 1:15000 とする。ミドル・ディスタンス競技およびリレーの地図縮尺は 1:10000 とする。スプリント競技の地図縮尺は 1:4000 とする。
5. 地図の間違ひまたは地図を印刷した後でテレインに変化があり、それが競技会に影響があるのであれば、地図に重ね刷りする。
6. 地図は水分や損傷に耐えうるものにする。
7. もし競技エリアに以前に作られたオリエンテーリング地図があれば、最新版の高解像度のコピーを要綱で公表または提示する。
8. 競技当日は、主催者が許可するまで、競技者あるいはチームオフィシャルが競技のエリアを記したいかなる地図を使用することも禁止する。
9. 競技用の地図は、コースを走る競技者が必要とする以上に大きくしてはならない。

第15 11条 コース 《『日本オリエンテーリング競技規則』と重複》

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「13.コース」「14.制限されているエリアおよびルート」に13.8を除き、準ずる。
2. インカレのコース設定にあたっては、国際オリエンテーリング連盟（IOF）の『コース設定の原則』に従う。
3. コースの水準は、インカレに適格でなければならない。
4. コントロールを回る順番は、主管者によって指定される。競技者はこれを守り、主管者はこれを確認する。

5. コース上の誘導区間は、競技者は必ずこれをたどるものとする。誘導区間の開始地点には必ずコントロールを置く。

(ミドル、ロング)

6. 同時にレースが進行するのであれば、女子のコースと男子のコースで別々のコントロールを使用するのが望ましい。

7. 選手権以外のコースがある場合、別々のコントロールを使用するのが望ましい。

8. リレー競技では、コントロール順はチームによって別々の並びになるが、全体としては全チームが同じコースを走る。トレインとコース・コンセプトによっては、各走区の距離が大きく異なるようにしてもよいが、各走区のトップタイムの合計は規定通りになるようにする。走区の距離が大きく異なる場合、その走区ごとの距離の配列は、全チームで同一でなければならない。

9. 個人競技において、コントロール順を競技者ごとに異なる並びにしてもよい。しかし、すべての競技者は、全体としては同じコースを走るようにする。

10. 主管者は、環境保護あるいはそれに類する理由のための指示を競技者に与えることができる。競技者は、これを厳守しなければならない。

第16条 距離と登距離 //第15条「コース」へ統合

1. インカレのコースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。

	男子	女子
ロング	70-80分	55-65分 60-70分
ミドル	35-40分 30-35分	35-40分 30-35分
スプリント	13-15分	13-15分
リレー（各競技者）	30-50分 35-45分	30-45分 35-45分
リレー（合計）	120-150分 105-135分	110-135分 105-135分

//男女の格差を縮小・解消する形へ修正

//IOFやJOAの規則との差異を縮小・解消する形へ修正

参考)『日本オリエンテーリング競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン』

- ・ロング 21E : 88-92分, 20E : 70分 (IOFも同一)
- ・ミドル 21E : 30-35分, 20E : 20-25分 (IOFも同一)
- ・リレー : 135分 (IOFは、90-105分)

//男女でウイニングの幅が異なる点を修正

2. コース距離は、スタートからコントロールを経由してフィニッシュまでの直線距離とする。但し、物理的に通行不能な妨害（高いフェンス、湖、通れない崖等）、立入禁止エリア、およびマーク・ルートは例外とする。
3. コース距離は、プリテン3で実際のコース距離が発表される。
4. 登距離は最も速く走れると予想されるルートの登距離で示される。ロングの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の7%を越えないように設定されるのが望ましい。ミドル、リレーの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の6%を越えないように設定されるのが望ましい。
5. 登距離はプリテン3で実際の登距離が発表される。

第17 12条 コントロール位置説明 //『日本オリエンテERING競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテERING競技規則』「15.コントロール位置説明」に準ずる。
2. コントロールの正確な場所を、コントロール位置説明によって明示する。
3. コントロール位置説明は、『国際コントロール位置説明仕様』に定められた記号の形式で作成する。
4. コントロール位置説明は、そのコースのコントロール順に記載したものを、競技で使う地図の前面に貼付または印刷する。
5. インターバル・スタートの競技では、地図とは別にコントロール位置説明表を、そのコースの競技者にプレスタートまたはスタートレーンで配布する。配布地点より前には公表しない。

第18条 現地における表示 //プリテンで示される。運営負担削減の観点からも規則での指定は不要なため削除。

1. 誘導区間は、赤と白の2色のテープにより示される。
2. 立ち入り禁止区域の外郭が表示される場合、青と黄の2色のテープにより示される。

第19 13条 コントロールの設置と器具 //『日本オリエンテERING競技規則』と同様の文言へ変更 //『日本オリエンテERING競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテERING競技規則』「16.コントロールの設置」に準ずる。
2. すべてのコントロールには、コントロールフラッグが設置される。
3. コントロールフラッグは、3つの正方形を三角柱状に結合した形とする。それぞれの面は、およそ30cm×30 cmで、対角線によって2分して白とオレンジに色分けする。
4. コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物の場所に、競技者が特徴物にたどり着いたときに見えるようにして設置される。
5. コントロール（スタートのコントロールフラッグを含む）は 30m以内に近接して設置しないようにする。スプリントではもっと短縮してよい。地図の縮尺が 1:4000 または 1:3000 の場合は、走行距離で25m、直線距離で 15 m 以上離す。

6. パンチしている人がいることで、付近にいる競技者がコントロールを見つけるのを著しく有利にすることのないように、コントロールを設置する。
7. すべてのコントロールは、数字によるコントロール識別番号で区別される。コントロール識別番号は白地に黒で書かれ、競技者がはっきり読めるように示される。
8. コントロールの器具は、コース上のすべてのコントロールで同一のものを使用する。十分な数のパンチもしくはユニットをコントロールフラッグのすぐ近くに設置する。
9. コントロールには、コントロール役員を置くことができる。コントロール役員は競技者を妨けてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用される。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベントアドバイザーの了承を得て実施することが出来る。
10. 優勝設定時間が45分を超える競技は、給水所を設ける。給水所では、少なくとも適温の飲用水を提供する。

第20 14条 パンチングシステム //『日本オリエンテーリング競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「17.パンチング・システム」に準ずる。
2. 使用するパンチングシステムは、主管者の判断にゆだねられる。
3. 競技者は、各コントロールにおいて、提供されているパンチ器具を使って、自分自身のカードにパンチすることに責任を持つ。1つの機器が故障している、あるいは故障しているように見える場合は、競技者は用意されているバックアップを使用しなければならず、パンチの記録がなければ失格となる。
4. コントロール・パンチが欠落しているか不明瞭なものがある競技者は、パンチのミスが競技者の過失ではないことが立証できなければ、失格となる。競技者の過失でなければ、コントロールの係員またはカメラによる確認や、コントロール（パンチ器具）の記録を読み取ってことで通過証明としてもよい。競技者の過失であればそのような証拠は認められず、競技者を失格としなければならない。
5. 電子パンチを用いる場合には、バックアップシステムを用いなければならない。

第24 15条 服装と用具 服装および器具 //『日本オリエンテーリング競技規則』と同様の文言へ変更 //『日本オリエンテーリング競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「18.服装および器具」に準ずる。
2. 主管者が定めない限り、服装の選択は自由である。
3. ナンバーカードは、競技中常にはっきり見えるようにして、胸と背中に着用する。但し、ミドル、スプリントに関しては少なくとも胸に着用すればよい。ナンバーカードの大きさは、25×25 cmを超えないものとする。数字は、最低でも10 cm以上の高さが必要である。
4. 競技中は、コンパス、時計と、主管者から支給された地図、コントロールカード、コントロール位置説明表のみ使用してよい。その他のオリエンテーリングの技術的な補助器具の使用は禁止する。

第21 16条 スタート //『日本オリエンテーリング競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「19.スタート」に準ずる。
2. 個人競技は、インターバル・スタートで行う。リレー競技は、マス・スタートで行う。

3. 計時を開始するスタートより手前にプレスタートを置く方式を採用してもよい。プレスタートの先へは、スタートする競技者しか入ることはできない。
4. 競技者が正しくスタートレーンに入れるように、スタート地区には時計を設置する。スタート地点にも競技者が現在時刻を確認できるように時計を置くことが望ましい。
5. スタートは、後続の競技者や他の者が、地図、コース、ルート選択あるいは最初のコントロールへの方向を見ることができないように設営する。必要に応じて、計時を開始するスタートからオリエンテーリングを開始する地点までマーク・ルートにする。
6. 競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に地図を取る。競技者は自分自身の責任で正しい地図を取る。競技者が、スタート前に地図が正しいことを確認できるような情報（競技者のスタート番号、名前またはコース等）を、地図の裏面またはその近くに表示する。競技者に地図をあらかじめ配布する方式をとる場合は、競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に、スタートラインからスタートする。スタート時刻まで地図を見てはいけない。
7. オリエンテーリングを開始する地点は、地図上ではスタートの三角形で記し、現地にはパンチ器具のないコントロールフラッグを設置する。
8. スタート時刻に遅れた競技者も、スタートすることを許される。スタート時刻に遅れた競技者はスタート係員の指示にしたがって、可能な限り速やかにスタートする。正規のスタート時刻にスタートする競技者に対して影響がないように留意する。スタート係員は、実際にスタートした時刻を記録しておく。
9. 自分自身の過失によりスタート時刻に遅れた競技者は、正規のスタート時刻にスタートしたものととして計時する。主催者の過失によりスタート時刻に遅れた競技者は、実際のスタート時刻から計時する。
10. リレー競技におけるチェンジオーバーは、各リレーチームのメンバー同士がタッチすることで行う。フィニッシュする前走者が次走者の地図を取り、それを受け渡すという方法で行ってもよい。
11. リレーで正しくかつ適時にチェンジオーバーをすることは、主催者がフィニッシュして来るチームをあらかじめ通知することになっているとしても、競技者自身の責任である。
12. イベントアドバイザーが同意すれば、主催者はチェンジオーバーできなかったリレーチームの以降の走区の競技者をマス・スタートさせてもよい。
13. リレーチームは、いったん失格を承諾したら、そのチームのそれ以降のメンバーはスタートできない。
14. チェンジオーバー地区では、チームの次走者は、チームの前走者がフィニッシュに近づいていることが把握できるようにする。
15. 主催者は、スタート前の選手がコースについての情報を得ることを防ぐために隔離ゾーンを設けてもよい。主催者は、選手およびチームオフィシャルが隔離ゾーンの中にいなければならない時間を定める。主催者は、隔離ゾーンで待つ選手のための適切な便宜（トイレ・給水・雨除け等）を提供することが望ましい。締切時刻を設けて、それ以降に選手またはチームオフィシャルが隔離ゾーンに入ることを禁止してもよい。競技者およびチームオフィシャルが隔離ゾーンで通信機器を使うことは許されない。

第22 17条 フィニッシュおよび計時 //『日本オリエンテーリング競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「20.フィニッシュおよび計時」に準ずる。
2. 競技者がフィニッシュラインを越えたときに競技は終了する。
3. フィニッシュまでは、テープ、ロープあるいは柵によって誘導する。最後の 20mは直線とする。

4. フィニッシュラインの幅は、インターバル・スタートの場合は少なくとも 1.5m 以上、マス・スタートまたはチェイシング・スタートの場合は少なくとも幅 3m 以上にする。ラインは入ってくる方向に対して直角にする。フィニッシュラインの正確な位置が、フィニッシュしてくる競技者にとって明瞭に見えるようにする。
5. 競技者はフィニッシュラインを越えた、またはチェンジオーバーを終了したときに、コントロールカードまたは通過記録を提出する。主催者からの要求があれば、競技地図も提出する。
6. フィニッシュ・タイムは、以下のいずれかの時間で計時する。
 - ・競技者の胸がフィニッシュラインを横切ったとき
 - ・競技者がフィニッシュラインでパンチしたとき
 - ・計時用の光ビームが使われている場合は、地上 0.5～1.25m 上に設置されたビームを競技者が横切ったとき
 タイムは秒以下を切り捨てとする。タイムは時間／分／秒または分／秒で表示する。
7. マス・スタートまたはチェイシング・スタートの競技では、着順判定の係員が、選手の胸がフィニッシュラインを通過した順番に基づいて最終順位を判定する。裁定委員のメンバーのうち 1 人はフィニッシュラインにすることが望ましい。
8. フィニッシュ地区には救護所を設置し、必要な備品を用意しておく。救護担当のスタッフが常駐していることが望ましい。『ナビゲーションスポーツのための安全ガイド』を参照すること。
9. 競技時間は、ロングでは2時間30分まで、ミドルでは1時間40分まで、スプリントでは40分までとする。この時間を超えた競技者は失格とする。リレーでは5時間までとする。

第23条 成績 //『日本オリエンテーリング競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』『21.成績』に準ずる。
2. 競技の間は、暫定的な成績を、フィニッシュ地区または参加者が集まる場所において公表、掲示する。
3. 公式の成績は、最後にスタートした者の競技可能時刻が経過した後、4 時間以内に公表する。
4. 公式成績表には、参加した競技者すべての記録を記載する。リレーでは、オーダー順に競技者の名前とその走区でのタイム、および各自の走ったコース・パターンを記載する。
5. インターバル・スタートで 2 人以上の競技者が同タイムとなった場合は、成績表では同順位とする。同順位に続く順位は、空位とする。
6. マス・スタートまたはチェイシング・スタートでは、競技者がフィニッシュした順に順位が決まる。リレーではチームの最終走者がフィニッシュした順になる。
7. リレーで繰り上げスタートになった場合、繰り上げスタートになったチームの順位はチームの各競技者の時間の合計で決める。繰り上げスタートになったチームの順位は、チェンジオーバーできて正規の方法でフィニッシュしたチームより後になる。
8. 制限時間を超過した競技者およびチームには順位がつかない。
9. 結果は競技会の当日中にインターネットで公表する。
10. 成績は、競技者がスタートしてからフィニッシュするまでのタイムによって決めなければならない。（交通量の多い道路を含む短い区間など）事前に決められた場合を除いて、スプリットタイムを基にして一部のセグメントを除いて計算することは許されない。

第11 19条 表彰

1. 各競技部門6位までを表彰する。
2. 参考記録の競技者および学校は表彰の対象とならない。

第25 20条 競技上の公正 公正な競技 //『日本オリエンテERING競技規則』と同様の文言へ変更 //『日本オリエンテERING競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテERING競技規則』「23.公正な競技」に23.11を除き、準ずる。
2. 競技会の主催者、または（提訴があった場合には）裁定委員は、プリテンでプログラムとして定義されている競技会中において、罰則を課す責任をもつ。
3. インカレに関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、トレインや大会区域に居住する人々を尊重しなければならない。
4. 主管者は、イベントアドバイザーの同意を得て、前もって競技を行うトレインの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。トレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とトレインを厳重に秘密にしておかなければならない。
5. 選手登録者およびチームオフィシャルは、競技を行うトレインにあらかじめ立ち入ることは禁止される。主管者により発表された事項以上のコースに関する情報を得ようとすることは、禁止される。
6. 競技中は、以下の行為を禁止する。
 - ・外部からの助力を得ること
 - ・共同で走り、方向決定を行うこと
 - ・故意に他の競技者を追走し、その競技者の能力を利用しようとする
 - ・他の者から情報を得ようとする
7. 競技者は、一度計時線を越えたら、主管者の許可なく競技区域に入ってはいけない。
8. 棄権した競技者は、フィニッシュを必ず通過しなければならない。また、この者は、決して競技に影響を及ぼしてはならない。
9. あらゆる種類の移動手段の利用は、禁止される。
10. 参加者および主管者は、競技を妨害してはならない。
11. インカレ実施規則を犯したことが判明した競技者は、失格となる。
12. インカレは日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
13. 選手権競技者の部に出場する選手はアンチ・ドーピング研修の受講が必要である。

//第1条2「選手権競技者」に表現を統一

第10 21条 調査依頼と提訴 //『日本オリエンテERING競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテERING競技規則』「24.調査依頼」「25.提訴」に準ずる。
2. 競技者およびチームオフィシャルは、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼を行うことができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、フィニッシュ閉鎖後1時間以内に行う。

3. 調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、提訴を行うことができる。提訴は、裁定委員会に対し文書で行う。

第3章 運営に関する規則

第26 22条 インカレ実行委員会

1. インカレは、インカレ実行委員会が主管する。
2. インカレ実行委員会は、当該インカレの1年前までに日本学連理事会の承認のもとで組織される。

第27 23条 秘密保持

1. 主管者、イベントアドバイザーおよびその補佐、その他テレインやコースを知る者は、競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第28 24条 経費 //『日本オリエンテERING競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテERING競技規則』「5.経費」に5.5を除き、準ずる。
2. インカレ運営に関する経費は、主催者が支出する。
3. 主催者は、参加者から参加費を徴収することができる。

第29 25条 裁定委員会 //『日本オリエンテERING競技規則』と重複

1. 『日本オリエンテERING競技規則』「26.裁定委員」に26.2、26.3、26.9を除き、準ずる。
2. 裁定委員会は、異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は、日本学連理事会 インカレ実行委員会が指名し、競技の前日までに全員の氏名が公表される。裁定委員は、大会組織に関与してはならない。
//日本学連理事会の指名は形骸化しており、運営負荷軽減の観点からもインカレ実行委員会が指名する形へ変更。
3. 裁定委員会がまだ組織されていないか、競技会が終わって裁定委員会が既に活動を終了していた場合には、日本学連理事会が裁定委員会の役割を担う。
4. 裁定委員会の審議には、イベントアドバイザーと主管者の代表は参考人として出席することができる、投票権は持たない。
5. 裁定委員会は、大会中に起きた規則あるいはその他の問題に対する提訴に裁定を下す。裁定委員会の審議は、3人全員の出席をもって成立する。任務を遂行できない裁定委員があったときには、日本学連理事会は代理を指名しなければならない。
6. 裁定委員会の判断は最終的なものである。

第26条 上訴 //上訴に関する取り決めがなかったため条項追加。

1. 裁定委員会の裁定に対し不服がある場合、日本学連理事会へ上訴を行うことができる。

第30 27条 イベントアドバイザー

1. イベントアドバイザーは、日本学連を公式に代表し、主管者に対して派遣される。

2. イベントアドバイザーは、技術委員会の助言のもとに、技術委員会の委員の中から日本学連理事会が指名する。指名は、当該インカレの1年前までに行われる。 //技術委員会からの指定は行われていないため削除（数年前までインカレの競技責任者が自動的に技術委員会へ所属する決まりになっていた当時のものが残っている）
3. イベントアドバイザーの主な任務は、インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また、必要のある事項については技術委員会との協議を行う。
4. イベントアドバイザーは、インカレが適正に行われるように、少なくとも以下の任務を遂行する。
 - ・ブリテンの内容を確認すること
 - ・会場、テレインの適格性を確認すること
 - ・スケジュール全体（宿泊、食事、輸送、日程、費用、トレーニングの機会）を確認すること
 - ・スタート、フィニッシュ、チェンジオーバーエリアのシステムとレイアウトを確認すること
 - ・計時システムの信頼性と正確性を判断すること
 - ・地図が規定に合致しているか確認すること
 - ・地図の正確さ、作図・印刷の妥当性を確認すること
 - ・コースの適格性（距離、競技時間、難易度、コントロール位置と設置状態、偶然性の排除など）を確認すること
 - ・リレーにおいては、コースの分割方法と組み合わせが適切かどうか確認すること
 - ・コントロール位置説明が適切かどうか確認すること
 - ・式典が適切かどうか判断すること
 - ・競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること
 - ・運営組織、人事、会計および競技運営全般を確認すること
5. イベントアドバイザーは、インカレ開催期間中、大会会場に常駐し、以下の任務を遂行する。
 - ・主管者に対して助言を与えること
 - ・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること
6. イベントアドバイザーは、以上の他に自らの裁量で、インカレの準備と実行に関係ある活動を確認する。
7. イベントアドバイザーは、必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベントアドバイザー補佐は、特に、地図作成、コース、イベント、運営組織、人事、会計、スポンサー、メディア等のうち、イベントアドバイザーが必要と考える分野において任務を補う。

第31条 28条 報告

1. 主管者は、当該インカレ開催後2週間以内にイベントアドバイザーに以下のものを送付する。
 - ・公式成績
 - ・各競技部門のコース図および全コントロール図
 - ・その他必要と思われる資料 //現状実施されておらず不要なため削除
2. 各競技終了後3カ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。
 - ・大会実施報告
 - ・スタート順と公式成績
 - ・イベントアドバイザーの報告
 - ・将来への提言

3. イベントアドバイザーは、当該インカレ開催後3カ月以内に幹事会、日本学連理事会および技術委員会にその活動の報告を送付する。 //現状実施されておらず不要なため削除
4. 主管者は、すべてのリテンとプログラム、大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は、これらを資料として保存する。
5. 報告書は、すべての加盟校および準加盟校、日本学連事務局、および次年度の主管者に送付される。

第32条 29条 メディア・サービス

1. 主催者および主管者は、メディア取材者に対して、報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。
2. 主管者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。

第33条 30条 改正

1. 本規則の改正は 日本学連総会 の議決による。

第34条 31条 施行

1. 本規則は2004年4月1日より施行する。
2. 本規則は2025年4月1日より改正施行する。
3. 本規則は2021年12月6日より改正施行する。

2003年11月15日 制定
2004年11月 6日 改正
2005年11月 7日 改正
2007年 4月 1日 改正
2008年 3月10日 改正
2009年11月22日 改正
2015年 3月 9日 改正
2016年 3月14日 改正
2019年11月 9日 改正
2021年 9月19日 全文改正
2021年12月 5日 改正
2025年 4月 1日 全文改正

5.秋インカレ競技者数配分のランキング対象大会について

4. 秋インカレ競技者数配分の ランキング対象大会について

技術委員 毛利智紀

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

10

対象大会（スプリント競技部門）

日程	名称	日程	名称
2025/08/09	スタジアムスプリント&北信越学連classic	2024/11/16	インカレスプリント
2025/07/19	岩手オリエンテーリング大会Day1	2024/11/02	野呂山3日間大会（スプリント競技）
2025/07/13	関西・東海・中九四スブセレ	2024/10/27	上尾OLC大会 in あきがせ
2025/06/07	あだたら高原大会 前日大会	2024/10/06	上尾OLC大会 in しらこぼと
2025/05/18	上尾OLC大会 in さきたま古墳	2024/09/15	千葉大OLC50周年記念大会
2025/05/03	2025 島根2日間大会（スプリント）	2024/09/01	東工大スプリント
2025/04/19	白石島スプリントオリエンテーリング	2024/08/23	中高選手権併設大会
2025/01/26	伊勢原スプリント大会		

現時点での予定です

ランキング対象となるのは、男女最上位クラス及び年齢別「A」クラスです
対象大会の数が少ないため、お気をつけください

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

11

対象大会（ロング・ディスタンス競技部門）

日程	名称	日程	名称	日程	名称
2025/08/03	札幌OLC大会（ロング）	2025/04/20	ジュニアチャンピオン大会	2024/10/26	朱雀OK大会
2025/08/02	札幌OLC大会（ミドル）	2025/04/13	富士山麓大会	2024/10/20	全日本ロング
2025/07/20	岩手大会Day2	2025/03/22	神大OLK大会	2024/10/19	全日本ミドル
2025/07/06	西日本地区ロングセレ	2025/03/08	インカレミドル	2024/10/14	したらオリフェス
2025/06/29	東大OLK大会	2025/02/22	阪神奈大会	2024/10/06	京大京女立命龍谷大会
2025/05/06	帝釈峡スコラ高原O大会	2024/12/15	京都OLC50周年記念大会	2024/09/23	筑波大大会
2025/05/05	大山大会	2024/12/01	東北大大大会	2024/09/22	早大OC大会
2025/05/04	島根2days大会（ミドル競技）	2024/11/17	インカレロング	2024/09/16	千葉大OLC50周年記念大会
2025/05/03	OLCルーバー50周年大会	2024/11/03	野呂山3日間大会（ミドル競技）	2024/08/24	中高選手権併設大会

現時点での予定です
ランキング対象となるのは、男女最上位クラス及び年齢別「A」クラスです

2025/3/28

日本学生オリエンタリング連盟

12

6. インカレ競技者数配分規則の一部改正について

枠配分ランキング規則改正に関して



日本学生オリエンテーリング連盟 技術委員会
2025/3/28

the inter-University Orienteering Federation in Japan All Rights Reserved.

インカレ枠配分制度のおさらい



日本ランキングに基づいて各地区学連へ枠を配分し、一部の日本ランキング上位者をエリートに内定する方式である。

スプリント・ロング・ミドル共通		
男子	内定	前年度インカレ入賞者 + 日本ランキング学生内上位8名
	枠配分	各学連2名 + 日本ランキング学生内9～48位(40枠)を各学連へ配分
女子	内定	前年度インカレ入賞者 + 日本ランキング学生内上位4名
	枠配分	各学連1名 + 日本ランキング学生内5～24位(20枠)を各学連へ配分

※前年度入賞者が日本ランキング上位8/4名に入っていないでも繰り上げ内定は行わず、ランキング上位8/4名にのみE権を与える。
※内定者から欠場者が出ても、繰り上げ内定は行わない。
※各地区学連へ与えられた枠数にME/WEクラスへのエントリーが満たない場合でも、他学連への枠の再配分は行わない。
※日本ランキングはRoadToICS/ICL/ICM20XXを使用する。＜参考：インカレ選手権枠配分ランキング規則＞
※男子の日本ランキングは男子のみを集計対象とする。女子で男子クラスへ出場を希望する選手は技術委員会への連絡が必要。

the inter-University Orienteering Federation in Japan All Rights Reserved.

2

枠配分方法

例) 男子の場合 8名内定, 各学連2枠+ランキングで40枠(9~48位)配分

学生内 日本ランキング	氏名	所属学連	枠獲得有無
1	谷川 A太郎	東海	ランキング上位で内定
...		中略	...
8	柴崎 B男	北信越	ランキング上位で内定
9	根本 C之介	関東	関東学連に+1枠
...		中略	...
48	毛利 D五郎	関西	関西学連に+1枠
49	坂本 E平	北東	枠獲得なし

今回の問題点

もしこの9~48位に前年度入賞者がいたら? ?

枠配分方法の問題点

例) 男子の場合 8名内定, 各学連2枠+ランキングで40枠(9~48位)配分

学生内 日本ランキング	氏名	所属学連	前年度入賞	枠獲得有無	獲得枠数
1	谷川 A太郎	東海	有	前年度入賞で内定 (繰り上げなし)	+1(入賞、上位 内定)
...		中略		...	
8	柴崎 B男	北信越	なし	ランキング上位で内定	+1(上位内定)
9	根本 C之介	関東	有	前年度入賞で内定に加え、 関東学連に+1枠	+2(入賞内定、 配分枠)
...		中略		...	
48	毛利 D五郎	関西	なし	関西学連に+1枠	+1(配分枠)
49	坂本 E平	北東	なし	枠獲得なし	0

前年度入賞者は順位によって獲得できる枠数が異なり

→順位を上げない方が所属する地区学連にとって+に

一時的対処について（2025年度適用）



そのため、以下の対処案を提案する。

Roadtoランキングにおける1～48位（女子1～24位）に**前年度入賞者を含まない**。（ランクインしていた場合、その分だけ繰り上げが発生する。）

※枠配分数はランキング期間終了後技術委員会が集計し公表する。

メリット

- ・二重へ枠獲得ができてしまうことへの対処
- ・前年度入賞者枠の維持
- ・選手権出場者数がこれまで通り60(30)+前年度入賞者数となる。

デメリット

- ・ルールが少し煩雑になり、見た目では内定者がわかりづらい。
- ・技術委員会の作業増→制度運用の面での不安（今後恒久的に適用して行く場合）

the Inter-University Orienteering Federation in Japan All Rights Reserved.

5

一時的対処について（2025年度適用）



例）男子の場合 8名内定、各学連2枠+ランキングで40枠(9～48位)配分

学生内 日本ランキング	氏名	所属学連	前年度入賞	枠獲得有無	獲得枠数
1	谷川 A太郎	東海	有	前年度入賞で内定	+1(入賞内定)
...		中略		...	
8	柴崎 B男	北信越	なし	ランキング上位で内定	+1(上位内定)
9	根本 C之介	関東	有	前年度入賞で内定	+1(入賞内定)
10	浴本 Z助	関西	なし	ランキング上位で内定	+1(上位内定)
...		中略		↑入賞者2名により 8+2=10位までが内定	
48	毛利 D五郎	関西	なし	関西学連に+1枠	+1(配分枠)
49	坂本 E平	北東	なし	北東学連に+1枠	+1(配分枠)
50	加藤 F太	中九四	なし	中九四学連に+1枠	+1(配分枠)

9～48位の枠配分数も入賞者の人数分順位が変動
(この場合は48+2で50位まで配分枠を獲得する)

the Inter-University Orienteering Federation in Japan All Rights Reserved.

6

恒久的対処について（2026年度以降適用）



一時的な対処案に加え、大きな変更を含む2案を提案する。

今回は採決しないが、2026年度以降の恒久的な対処案についても採決を行う予定である。インカレ本戦結果への影響を含むため、秋ごろまでに提案予定。

恒久的対処案①

→前年度インカレ入賞者の翌年の出場権獲得廃止

恒久的対処案②

→前年度入賞者が配分圏外にある時のみ配分する枠数が減少する

この案と今回行う一時的な対処の3案で後日採決を行う予定。

the inter-University Orienteering Federation in Japan All Rights Reserved.

7

恒久的対処①について（2026年度以降適用）



現在のランキングによる枠配分制度が大きく変化しないという前提の上で…

前年度入賞者の翌年の出場枠獲得廃止を提案する
影響が大きいため2025年度にはこの案は提案しない

メリット

- ・二重へ枠獲得ができてしまうことへの対処
- ・ルールとしてわかりやすい
- ・全員がランキングという1つの基準で争うことになる
- ・技術委員会の作業がない
（制度運用を継続していく上では重要）
- ・出場枠数の固定（男子60、女子30）

デメリット

- ・インカレの価値低下？
（入賞者へのインセンティブがなくなる）
- ・選手権クラス出場に相応しい選手が出場できないリスクがある
（ex. 一部入賞者はスプリントの本数が不足している）
↑ただし、相応しい選手を選考する仕組みを各地区学連が導入することは可能
（出場枠をどう使うかは地区学連次第）

the inter-University Orienteering Federation in Japan All Rights Reserved.

8

恒久的対処①での枠配分方法

例) 男子の場合 8名内定, 各学連2枠+ランキングで40枠(9~48位)配分

学生内 日本ランキング	氏名	所属学連	枠獲得有無
1	谷川 A太郎	東海	ランキング上位で内定
...		中略	...
8	柴崎 B男	北信越	ランキング上位で内定
9	根本 C之介	関東	関東学連に+1枠
...		中略	...
48	毛利 D五郎	関西	関西学連に+1枠
49	坂本 E平	北東	枠獲得なし

完結になり、誰でも見てわかる形になることがこの案の最大のメリットである。
ただしルール廃止という大きな変更を含む。

恒久的対処②について（2026年度以降適用）

9~48位（女子5~24位）のランキング出場枠においても
1~8位（女子1~4位）のランキング内定者と同様に**前年度入賞者の重複は認めない。繰り下げも行わない。**
ただし、前年度入賞者が49位（女子25位）以下になった場合、その**人数分だけ枠配分数を減少**させる。

メリット

- ・二重に枠を獲得することへの対処ができる
- ・前年度入賞者枠の維持
- ・出場枠数の固定（男子60、女子30）

デメリット

- ・9~48位の選手が所属する地区学連はは本来“出場枠”が獲得できるはずなのに前年度入賞者がいるところだけ“出場枠”を獲得できない
- ・前年度入賞者が枠配分圏外になる可能性は低く、配分数の減少のルールが忘れられるリスク
- ・技術委員会の作業増→制度運用の面での不安

恒久的対処②について（2026年度以降適用）



例) 男子の場合 8名内定, 各学連2枠+ランキングで40枠(9~48位)配分

学生内 日本ランキング	氏名	所属学連	前年度入賞	枠獲得有無	獲得枠数
1	谷川 A太郎	東海	有	前年度入賞で内定	+1(入賞内定)
...		中略		...	
8	柴崎 B男	北信越	なし	ランキング上位で内定	+1(上位内定)
9	根本 C之介	関東	なし	関東学連に+1枠	+1(配分枠)
...		中略		49位に入賞者がいるため枠配分ポーターが1位上がる↓	
47	遠藤 F翔	関東	なし	関東学連に+1枠	+1(配分枠)
48	毛利 D五郎	関西	なし	獲得なし	0
49	坂本 E平	北東	有	前年度入賞で内定	+1(入賞内定)

今回の総会での投票について



繰り返しになるが、今回は一時的対処についてのみ採決を取る。

今後の予定は以下の通り

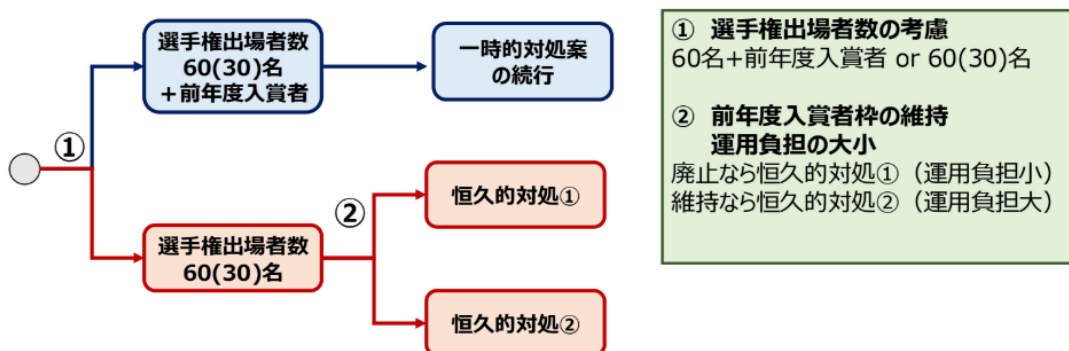
・今回の総会での採決（～週間後まで）

一時的対処案を2025年度改正施行するか、否かの投票

・次回以降の総会（来年度）

一時的対処 or 恒久的対処① or 恒久的対処②で2026年度以降採用する案の採決

（補足）恒久的対処の考え方のポイント



7.連盟規約の一部改正、廃止について

6. 連盟規約の一部改正、 種々の規則の廃止について

幹事長 遠藤陽太

2025/3/28

日本学生オリエンテERING連盟

14

6. 規則関連の一覧

- a. 学連登録中断について規則の一部改正
- b. 後援時の支給金の変更
- c. 連盟規約の現状に即していないところの一部改正
- d. 地図の作成と運用に関する規約 の廃止
- e. 「業務契約に関する契約書」に関する申し合わせ の廃止
- f. インカレテレインコントロールに関する申し合わせ の廃止

a. 学連登録中断について規則の一部改正

学連登録中断申請の成文化が不十分であったため、修正

規約第21条 競技者登録の中断

留学や休学等の理由により大学から離れる場合、本連盟の事務局に届け出ることに
よって幹事会の承認により競技者登録を中断することができる。

加盟と競技者登録に関する細則第12条 競技者登録の中断（新設）

留学や休学等の理由により大学から籍を離れる場合、本連盟の事務局に届けたのち、
幹事会の承認により競技者登録を中断することができる。

b. 後援時の支給金の変更

事業主催者は、参加する加盟員及び評議員・賛助会員に対し、何らかの便宜を図ることが望ましい。賛助会員に対する便宜とは、具体的には賛助会員の大会参加に対する参加費の割引等を指す。ただし、参加費の割引を行う場合、割引額は大会参加費の2～3割程度とする。なお、加盟校が主催をし、本連盟が後援をする大会で参加者に対して割引を行った場合、大会に参加をした賛助会員1名あたり1000円を大会主催団体に支給を行う。
1000円を上限として主催加盟校に減免した金額分の支給を行う。また、新たな賛助会員が増え上記の便宜を図った場合も同様の支給を行う。この支給金は大学の新歓活動等の普及活動に有意義につかうこととする。（後援に関する規定第7条1）

c. 連盟規約の一部改正

現状に即していない箇所の修正

第46条 事務機構の構成

2. 各部局は会計1名を互選する。

d. 地図の作成と運用に関する規約 の廃止

日本学連新機軸事業を実施するために作られた規則

廃止理由

- 条文が複雑
- 山川さん依存
- ある程度役目を果たしたと考えられる

日本学連新機軸事業の説明

山川さん主導で行われた、地図作成・大会開催事業

場所：日光・矢板の古い・新規テレイン

財源：日本学連

調査者：業者

運営者：「中堅」クラブ

日本学連新機軸事業の説明

年度	場所	団体
2013	毘沙門山	早大OC
2013	矢板山田	千葉大・東工大
2014	矢板山苗代	筑波
2015	塩谷田所	KOLC
2018	倉掛湧水地	東工大
2018	矢板高塩	茨城大
2019	毘沙門山	農工大
2019	日光	ときわ走林会(百八式)
2021	小山帰	東工大
2021	矢板山田	関東・北東ミドルセレクション
2021	(湯ノ岳山麓)	茨城大

e. 「業務契約に関する契約書」に関する申し合わせ の廃止

廃止理由

- 2004年最終改定と古く、ジェネシスマッピング(YMOEより前)を想定した文面で現状に即していない
- 既に新たな契約が締結されたため、専属契約そのものが履行されていない

f. インカレトレインコントロールに関する申し合わせ の廃止

廃止理由

- 2007年制定と古く、TCWGがインカレのトレインコントロールをする内容など、現状に即していない
- インカレSPUに関する細則は別に存在する

8. 来年度の事業者との契約について

7. 来年度の事業者との契約について

本年度に引き続き、坂野山遊地図企画との契約をご承認いただきたいです。

期間が実働10ヶ月(2024.6~2025.3)から1年に伸びた分、金額が変動しています。

- テレイン管理：75万円→90万円(税抜)
- 地図管理(印刷・コースコントロール)
- 地図修正：25万円→30万円(税抜)

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

24

テレイン管理(地域渉外等)に関する業務委託料に関する契約

栃木県のトレイン管理に関する管理業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画 坂野翔哉（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり甲が所有する栃木県のオリエンテーリング競技用エリア（以下、「トレイン」という。）に関する管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託に際し、この契約書に定めるところに従いこれを履行しなければならない。

2 本契約書に明記されていない事項については、その都度甲乙協議の上これを定める。

（目的）

第2条 甲所有の栃木県トレインの継続的利用に必要な地域渉外業務、及び利用調整業務（以下、「トレイン管理業務」という。）を行うにあたり、これを適正かつ確実に行うための業務を委託する。

（契約期間）

第3条 委託期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

（業務の内容）

第4条 甲は、甲所有の栃木県トレインにおけるトレイン管理業務の全部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲または乙は必要があるときはトレイン管理業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。

3 テレイン管理業務遂行に関する事務取り扱いの細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

4 乙はトレイン管理業務に関して、専門的知識・経験を活かして、甲に対し必要なアドバイスをを行う。

（注意義務）

第5条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙へのトレイン管理業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもってトレイン管理業務を遂行するものとする。

2 乙の業務の一部を能力の確かな者に再委託する際は、その委託先情報を甲に開示し、甲の了解を得るものとする。

（業務委託料）

第6条 本契約に基づく乙の委託料は、750,000円（消費税別）とする。支払は、本

契約締結後もしくは延長後1カ月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に委託料を振込む方法にて行う。振込手数料は甲の負担とする。

(報告義務)

第7条 乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

- 2 乙は、甲の幹事会にて、テレイン管理業務の実績について報告しなければならない。報告の内容には、地域渉外実績日、及びその内容、テレイン利用日、テレイン利用団体、テレイン利用総人数、地域住民とのトラブルの有無およびその内容を必ず含めなければならない。また、この報告は年度中間期と次年度最初の幹事会・総会で行うものとする。

(資料等の貸与・保管・返却・廃棄)

第8条 甲は、テレイン管理業務の遂行上必要な資料等を（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。

- 2 乙は、甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づくテレイン管理業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 3 乙は、甲より貸与された資料等を本契約に基づくテレイン管理業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 4 乙は、甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づくテレイン管理業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示・漏洩しないものとする。

(不可抗力免責)

第10条 不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

(解約)

第11条 甲および乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

- 2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議事項)

第14条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上のとおり甲乙間でテレイン管理業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和6年10月1日

甲	住所	栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68	山川克則記念館内
	氏名	日本学生オリエンテーリング連盟	
		会長 河合 利幸	印
乙	住所	栃木県日光市小代 1485-60	
	氏名	坂野山遊地図企画	
		代表 坂野 翔哉	印

地図管理に関する管理業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画 坂野翔哉（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり甲が所有する競技地図に関する管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託に際し、この契約書に定めるところに従いこれを履行しなければならない。

2 本契約書に明記されていない事項については、その都度甲乙協議の上これを定める。

（目的）

第2条 甲所有の地図に関する調製（レイアウト・色彩・レイヤー設定等）、印刷及び販売業務を行うにあたり、これを適正かつ確実に行うための業務を委託する。

（業務の内容）

第3条 甲は、甲所有の地図に関する調製、印刷及び販売業務（以下、「地図管理業務」という。）の全部（ただし、インカレ実行委員会が発注するものを除く）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲または乙は必要があるときは地図管理業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。

3 地図管理業務遂行に関する事務取り扱いの細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

4 乙は地図に関して、専門的知識・経験を活かして、甲に対し必要なアドバイスを行う。

（注意義務）

第4条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への地図管理業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって地図管理業務を遂行するものとする。

2 乙の業務の一部を能力の確かな者に再委託する際は、その委託先情報を甲に開示し、甲の了解を得るものとする。

（業務委託料および支払方法）

第5条 甲は、地図管理業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別紙1「料金表」のとおりとする。

2 乙は、甲の幹事会にて、地図管理業務の実績について報告しなければならない。報告の内容には、販売地図名、販売枚数、販売額、販売先、地図使用日、売上総額を必ず含めなければならない。また、この報告は年度中間期と年度最終の幹事会・総会で

うものとする。

- 3 年度全体の報告は会計監査を経るものとする。
- 4 乙は前項の会計監査の終了後 1 ヶ月以内に地図売上総額から業務委託料を差し引いた金額を甲に納入しなければならない。甲は、これをもって、乙に対する業務委託料の支払いに代える。なお、その際の振込手数料は、乙の負担とする。
- 5 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。

(資料等の貸与・保管・返却・廃棄)

- 第6条 甲は、地図管理業務の遂行上必要な資料等を（以下、「資料等」という。）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 2 乙は、甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく地図管理業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
 - 3 乙は、甲より貸与された資料等を本契約に基づく地図管理業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
 - 4 乙は、甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

(秘密保持)

- 第7条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく地図管理業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示・漏洩しないものとする。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第8条 乙の責に帰する理由により、期間内に地図管理業務を完了することができない場合において、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めた時は、甲は、乙から損害金を徴収して期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、頭書の業務委託料から既に完了した地図管理業務に該当する業務委託料を控除した額に対して、三百分の1の割合を乗じて計算した額とする。
 - 3 甲の責に帰すべき理由により、業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数に応じ、三百分の1の割合を乗じて計算した額の利息を甲に請求することができる。

(不可抗力免責)

- 第9条 不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

(解約)

第10条 甲および乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。

(契約期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から6ヶ月とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上のとおり甲乙間で地図管理業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和6年10月1日

甲	住所	栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68	山川克則記念館内
	氏名	日本学生オリエンテーリング連盟	
	会長	河合 利幸	印
乙	住所	栃木県日光市小代 1485-60	
	氏名	坂野山遊地図企画	
	代表	坂野 翔哉	印

(別紙1) 料金表

学連所有地図の販売代行業務について

地図の販売価格は1枚あたり、400円とする。

販売する地図の種類	販売地図1枚当たり 業務委託料
縮尺が15,000分の1の地図 *1	200 円
縮尺が10,000分の1で、サイズがB4以上の地図	
甲主催の行事で使用する地図 *2	
上記以外の地図	150 円

- *1 通常時に縮尺10,000分の1で頒布している地図を、オプションとして縮尺15,000分の1で提供する場合には適用しない。
- *2 インカレ・学連合宿・インカレ講習会等を指す。これら行事の会計の事情如何によっては150円に減額することもある。

地図修正に関する契約

栃木県の地図修正に関する業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画 坂野翔哉（以下、「乙」という。）は、下記業務に関して、業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めるところにより、下記業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

記

甲に所属する団体が、甲が栃木県に保有するオリエンテーリングトレイルを利用して競技会を主催する場合において、当該トレイルのオリエンテーリング用地図を現状に即して修正する業務

第2条（契約期間）

委託期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第3条（委託料）

本契約に基づく乙の委託料は、250,000円（消費税別）とする。

支払は、本契約締結後もしくは延長後1か月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に委託料を振込む方法にて行う。振込手数料は甲の負担とする。

第4条（委託料を超える地図修正）

乙は、現地調査の結果、委託料の範囲を超える地図修正が必要であると判断した場合は、速やかに甲に対してその旨を報告し、対応方法を協議するものとする。

第5条（成果物の権利帰属）

委託業務により作成された成果物の一切の権利は、甲に帰属する。

第6条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第7条（秘密保持）

乙は、甲から秘密とされた本件業務に関する一切の情報を第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示してはならない。

第8条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

第9条（契約解除）

甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害を請求することができる。

第10条（不可抗力免責）

不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

第11条（管轄裁判所）

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和6年10月1日

甲

住所 栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68 山川克則
記念館内

氏名 日本学生オリエンテーリング連盟

会長 河合 利幸 印

乙

住所 栃木県日光市小代 1485-60

氏名 坂野山遊地図企画

代表

坂野 翔哉

印

9.会計決算・予算について

2023年度会計決算

単位: ¥			
収入項目	単価	予算	決算
加盟金			
加盟金	2,000	2,500,000	2,318,800
賛助金			
2023年度賛助金		100,000	282,720
事業収入			
2023年度ICSL貸付金		1,500,000	1,500,000
2022年度ICMR貸付金		1,500,000	1,385,522
2022年度ICMR黒字返金		350,000	0
地図関係			
地図収入		2,500,000	2,303,000
その他			
関東学連から家賃として ※1		50,000	0
インカレ限定ウェア寄付		30,000	0
雑収入		1,000	2504
小計		8,531,000	7,792,546

※1. 2024年度に10万円振り込んでもらった
※2. WUOCは2年に一度であり2年に一度まとめて30万円を支出するが
計算上は1年に15万円を予算として計上することとなる
※3. 計画したもの、実施に至らなかった
※4. 日本学連後援規定7条による

7,792,546 - 7,401,307 = 391,239 円の黒字

2025/02/08

単位: ¥			
支出項目	詳細	予算	決算
インカレ関係			
2023年度ICSL貸付金		1,500,000	1,500,000
2023年度ICMR貸付金		1,500,000	1,500,000
事業部			
キャンパスツアー	景品など	30,000	0
後夜祭・講習会開催費用	ボランティアへの日当など	150,000	175,987
事業部活動費		10,000	0
事務局			
事務局活動費		10,000	0
普及部			
新歓フライヤー事業	新歓フライヤーの発注、デザインの原稿料	100,000	115,548
「みちしるべ」事業	インタビュアーの交通費、貸会議室代など	100,000	35,244
普及部活動費		10,000	0
渉外部			
地元渉外	回覧書の印刷・郵送、あいさつ回り	100,000	57,513
UNIVAS担当費	あいさつ回りなど	50,000	0
渉外部活動費		10,000	0
技術委員会関係			
学連合宿補助		200,000	143,168
WUOC補助 ※2	オフィシャル補助など	150,000	300,000
理事会・幹事会関係			
幹事会・総会開催費	交通費・宿泊費・会場使用料・資料印刷代	900,000	812,599
理事会開催費	交通費・宿泊費・会場使用料・資料印刷代	100,000	207,338
SPU関係			
SPU活動費		100,000	67,230
事務局維持費			
事務局維持費	家賃・資材管理費・基本渉外費	1,200,000	1,500,000
地図関係			
地図作成費	前高原エリア更新調査	1,500,000	704,500
その他支出			
JOA関係	年会費	100,000	100,000
	保険金	3,000	3,000
UNIVAS年会費		100,000	100,000
地区学連への賛助金フィードバック		20,000	57,000
オンライン ※3	旧インストラクタ講習会	550,000	0
後援金 ※4		0	10,000
手数料		20,000	12,180
小計		8,513,000	7,401,307

2024年度会計予算

単位: ¥		
収入項目	単価	予算
加盟金		
加盟金	2,000	2,400,000
賛助金		
2024年度賛助金		300,000
事業収入		
2024年度ICSL貸付金		1,500,000
2023年度ICMR貸付金		1,500,000
2023年度ICMR黒字返金		200,000
地図関係		
地図収入		2,200,000
その他		
関東学連から家賃として		50,000
雑収入		0
小計		8,150,000

※1. WUOCは2年に一度であり2年に一度まとめて60万円を支出するが
計算上は1年に30万円を予算として計上することとなる
今年は過渡的に45万円となっている

幹事長 市川 雄介
会計監査 森原 唯希
会計監査 岩崎 光陽

2024/03/21

単位: ¥		
支出項目	詳細	予算
インカレ関係		
2024年度ICSL貸付金		1,500,000
2024年度ICMR貸付金		1,500,000
部局活動費		
事業部	後夜祭、講習会	200,000
広報部		0
普及部	新歓フライヤー、「みちしるべ」	150,000
渉外部	挨拶まわり、回覧板渉外	50,000
事務局		0
技術委員会関係		
学連合宿補助		200,000
WUOC補助 ※1	オフィシャル補助など	450,000
理事会・幹事会関係		
幹事会・総会開催費	交通費・宿泊費・会場使用料・資料印刷代	1,000,000
理事活動費	交通費・宿泊費・会場使用料・資料印刷代	100,000
SPU関係		
SPU活動費		100,000
事務局維持費		
事務局維持費	家賃・資材管理費・基本渉外費	1,500,000
地図関係		
地図作成費	学連所有トレインの開拓	600,000
その他支出		
JOA関係	年会費	100,000
	保険金	3,000
UNIVAS年会費		100,000
地区学連への賛助金フィードバック		80,000
オンライン	旧インストラクタ講習会	500,000
手数料		17,000
小計		8,150,000

2024年度会計中間決算 更新: 2025/03/24

単位: ¥			
収入項目	単価	予算	決算
加算金			
加算金	2,000	2,400,000	2,498,420
賛助金			
2024年度賛助金		300,000	336,660
事業収入			
2024年度ICSL貸付金		1,500,000	0
2023年度ICMR貸付金		1,500,000	1,500,000
2023年度ICMR黒字返金		200,000	未返金
地固関係			
地固収入		2,500,000	1,938,500
その他			
関東学連から寄費として		50,000	100,000
雑収入		0	20
小計		8,450,000	6,371,600

※1 2024年度のICSL/ICMRともにインカレ実行委員会への貸付を行わなかったため、その返金も発生しなくなる。2023年度ICMR貸付の返金がある2024年度はその分大幅な黒字、2024年度ICMR貸付の返金がある2025年度はその分大幅な赤字となることが予想される

※2 日本学連振興のテレビン使用の一時中断による影響
YMOE334000(6月)・坂野山道企画約1600000(8月)・湯ノ島山麓4500

※3 WUOCは2年に一度であり2年に一度まとめて60万円を支出するが
昨年度予算は予算増額承認前であったため予算としては15万円のままであった。
そのため、今年は過渡的に45万円の予算計上となった。

※4 関東ミドルセクション地図修正費補助

2025/03/26

単位: ¥			
支出項目	詳細	予算	決算
インカレ関係			
2024年度ICSL貸付金		1,500,000	0
2024年度ICMR貸付金		1,500,000	0
事業部			
後夜祭・講習会開催費用	ボランティアへの日当など		132,774
事業部活動費		200,000	0
事務局			
事務局活動費		0	0
普及部			
新幹フライヤー事業	新幹フライヤーの発注、デザインの原稿料		68,507
「みちるべ」事業	インタビューの交通費、資金調度代など		7,645
普及部活動費		150,000	0
渉外部			
地元渉外	回覧書の印刷・郵送、あいさつ回り		38,259
UNIVAS担当費	あいさつ回りなど		0
渉外部活動費		50,000	0
技術委員会関係			
学連合宿補助		200,000	81,312
WUOC補助 ※3	オフィシャル補助など	450,000	600,000
理事会・幹事会関係			
幹事会・総会開催費	交通費・宿泊費・会場使用料・資料印刷代	1,000,000	616,882
理事活動費	交通費・宿泊費・会場使用料・資料印刷代	100,000	60,021
SPU関係			
SPU活動費		100,000	0
事務局維持費			
事務局維持費	家賃・資材管理費・基本渉外費	1,500,000	1,500,000
地固関係			
地固作成費	学連所有テレビンの開拓	600,000	150,000
その他支出			
JOA関係	年会費	100,000	100,000
	保険金	3,000	3,000
UNIVAS年会費		100,000	100,000
地区学連への賛助金フィードバック		80,000	76,000
のらーニング	旧インストラクタ講習会	500,000	0
昨年度賛助会員へのインカレ地図郵送料		0	24,676
領収書・資料郵送料		0	1,189
手数料		17,000	5,940
小計		8,150,000	3,536,199

2025年度会計予算

単位: ¥			
収入項目	単価	予算	
加算金			
加算金	2,000	2,500,000	昨年度実績に基づく
賛助金			
2025年度賛助金		350,000	昨年度実績に基づく
事業収入			
2025年度ICSL貸付金		1,500,000	
2024年度ICMR貸付金		0	貸付なしのため ※1
2024年度ICMR黒字返金		100,000	
地固関係			
地固収入		2,200,000	
その他			
関東学連から寄費として		0	来年度からなし
雑収入		0	
小計		6,650,000	

※1 2024年度のICSL/ICMRともにインカレ実行委員会への貸付を行わなかったため、その返金も発生しなくなる。2023年度ICMR貸付の返金がある2024年度はその分大幅な黒字、2024年度ICMR貸付の返金がある2025年度はその分大幅な赤字となることが予想される

※2 WUOCは2年に一度であり2年に一度まとめて60万円を支出するが
計算上は1年に30万円を予算として計上することとなる

会計監査
長崎 唯歩
会計監査
長崎 唯歩

2025/03/24

単位: ¥			
支出項目	詳細	予算	
インカレ関係			
2025年度ICSL貸付金		1,500,000	
2025年度ICMR貸付金		1,500,000	
事務局活動費			
事業部	後夜祭、講習会	250,000	
広報部		0	
普及部	新幹フライヤー、「みちるべ」	150,000	
渉外部	挨拶まわり、回覧板渉外	50,000	
事務局		0	
技術委員会関係			
学連合宿補助		200,000	
WUOC補助 ※2	オフィシャル補助など	300,000	
理事会・幹事会関係			
幹事会・総会開催費	交通費・宿泊費・会場使用料・資料印刷代	1,000,000	
理事活動費	交通費・宿泊費・会場使用料・資料印刷代	100,000	
SPU関係			
SPU活動費		100,000	
地固関係			
テレビン管理に関する業務委託料	坂野山道企画との契約	990,000	
地図修正に関する業務委託料	坂野山道企画との契約	330,000	
地図作成費	学連所有テレビンの開拓にかかる経費	400,000	
その他支出			
JOA関係	年会費	100,000	
	保険金	3,000	
UNIVAS年会費		100,000	
地区学連への賛助金フィードバック		80,000	
手数料・郵送料		17,000	
小計		7,170,000	

9. 練習会申請の全国化

幹事長 遠藤陽太

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

26

概要

来年度以降、大会・練習会・新歓体験会・合宿をする際には、
毎回Googleフォームから申請をお願いします。

<https://forms.gle/RrViD2YJTGMYYVqa48>

また多少の問題（渉外問題・熊の出没・捜索・救急搬送）が
発生した場合、以下のフォームから報告をお願いします。

<https://forms.gle/rz2TvMKU3vqvpgZw6>

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

27

目的

- 加盟校の活動の現状を把握する
- 大きな渉外問題・賠償責任などが発生した際に、日本学連で代わって負担できる

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

28

申請の詳細

- 締め切りは基本前日（関東東海は1週間前）
- フォレスト・パークetc. を問わない
- 新歓でも必要
- 無設置の場合、キャンパスで設置してやる場合は提出不要
- 日光・矢板の日本学連所有トレインで開催する場合、こちらのフォームの提出は不要

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

29

11.大会・練習会を開催する際の渉外手順について

10. 大会開催時の渉外順序

幹事長 遠藤陽太

大会・練習会を開催する際の渉外手順(周知)

(練習会・合宿の場合)

1. 著作権団体に連絡し、指示に従う
2. 学連に連絡 & 必要なら都道府県協会に連絡
3. 著作権団体から指示があった場合、地元渉外を行う
4. 会場をとる
5. 広報する

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

31

大会・練習会を開催する際の渉外手順(周知)

(地図を新規・リメイクする場合)

1. (可能なら)著作権団体に連絡する
2. 必ず都道府県協会に連絡する(数週間待つこともある)
3. 渉外先を確立する

地権者に連絡するだけが重要でない。継続的に利用できるよう、責任をもって渉外先を選定し、ご理解をいただくこと

例：自治体・地主・財産区・近隣住民・森林組合・猟友会・環境事務所・建設事務所・警察・環境保護団体 etc.

4. 広報する

2025/3/28

日本学生オリエンテーリング連盟

32

12.グーグルフォームによるトレイン利用申請について

その他連絡事項

- 日本学連所有トレインの利用申請をGoogleFormに一本化
- テレインを利用した際に、拠点の周りに最初から落ちていたゴミも回収するようにしましょう！